

ガソリン・軽油価格の引き下げを求める意見書

ガソリン・軽油価格の高騰は、家計を圧迫するだけでなく、地域産業にも深い影を落としています。特に地方においては、自動車は生活必需品となっており、人口比での保有台数も多く、その分経済に及ぼす影響も甚大です。

租税特別措置法及び地方税法には、ガソリンの全国平均価格が3か月連続で1リットルあたり160円を上回った場合、揮発油税・地方揮発油税と軽油引取税の当分の間の税率を停止し、本則税率に戻すことができるいわゆるトリガー条項が規程されているものの、2011年以降凍結されています。

よって、国におかれては、国民生活を守り、地域経済を回復させるため、トリガー条項の凍結を解除し、速やかにガソリン・軽油価格の引き下げを行うとともに、地方揮発油税及び軽油取引税の収入の減少が地方自治体の財政に悪影響を及ぼさないよう減収補填措置を講ずることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 5年 9月21日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣